

水戸市ウィークリースタンス実施要領の策定について（R6.10月適用）

- 全ての工事及び業務等を対象に労働環境の改善に向けて、水戸市ウィークリースタンス実施要領を策定。
- 取組内容として、「依頼日・時間及び期限に関すること」「会議・打合せに関すること」「勤務時間外の連絡に関すること」を設け、労働環境の改善に努める。

(1) 目的

労働時間の上限規制やワークライフバランスの推進などの働き方改革を踏まえ、工事及び業務を円滑かつ効率的に進めるために、一週間における受発注者間相互のルールやスタンスなどを目標として定め、労働環境を改善させ、計画的に公共工事、設計業務等を履行し、成果品の品質確保・向上に努めるとともに、魅力的な業界とすることで担い手の確保・育成を図ることを目的とする。

(2) 対象

全ての工事・測量・設計・地質業務を対象とする。（災害対応等の緊急を要する場合は除く）

(3) 取組内容

労働環境改善に向けて以下の取組を設定する。
※受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。

- ① **依頼日・時間及び期限に関すること**
 - ・月曜日(休日明け)を依頼の期限日としない。金曜日(休前日)に新たな依頼をしない。
 - ・休日・ノー残業デーの勤務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。等
- ② **会議・打合せに関すること**
 - ・打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。(具体的な時間を設定)
 - ・WEBによる打合せを積極的に導入する。
- ③ **勤務時間外の連絡に関すること**
 - ・勤務時間外の連絡を行わない。(ASP・メール等含む)
 - ※受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。



ポイント 働き方改革を推進し、労働環境を改善させるためには、受発注者相互で日頃よりウィークリースタンスを意識し、実践することが重要となりますので積極的に取組みましょう。

(4) 適用日

令和6年10月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事及び業務に適用する。
※契約済の案件についても、受発注者協議により対象とすることが出来るものとします。